

官報

主要目次

- 無線局承認 三三三
- 大分地方法務局長洲出張所に備えてある漁業会登記簿等の転写命令 三三八
- 郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則により、大蔵大臣の指定する資金前渡官吏 三三八
- 京都銀行第十三回福運定期預金の細目等 三三八
- 資生堂健康保険組合の合併認可 三三九
- 理容師養成施設指定 三三九
- 社会福祉事業法による養成機関指定 三三九
- 漁業法に基づき温根沼指定 三三九
- 漁港指定 三三九
- 輸入に関する事項の公表(第一回)の一部改正 三三九
- 同右(第六回)同 三三九
- 郵便局における外国郵便窓口事務の取扱範囲 三三九
- 公共企業体事項 三三九
- 九州地区東京優良商品第2回見本市出品物に対する貨物運賃 三三九
- 高蔵寺線十軒家・岩屋堂間に自動車による運輸営業開始 三三九
- 人事院公告 三三九
- 海上保安庁通信職員採用試験公告 三三九

告示

電波監理委員会告示第五百二十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及 昭和二十六年十二月十四日 第六二〇八号
 - 二 承認を受けた者 国家公安委員会
 - 三 無線局の種類 固定局
 - 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
 - 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各固定局
 - 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
 - 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 - 八 設置場所 長崎市松ヶ枝町四二番地 東経一二九度五二分 北緯三二度四四分
 - 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 - ながさき F三 四三・五五Mc 水晶発振
 - リアクタンス管
 - 位相変調 五〇W
 - 十 空中線の型式及び構成 スリープ
 - 十一 運用許容時間 常時
- 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
- 昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅
- 一 承認の年月日及 昭和二十六年十二月十四日 第六二〇九号
 - 二 承認を受けた者 国家公安委員会
 - 三 無線局の種類 固定局
 - 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
 - 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各固定局
 - 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
 - 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 - 八 設置場所 諫早市高城町七三六番地の一 東経一三〇度〇三分 北緯三二度五一分
 - 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 - いさはや F三 四三・五五Mc 水晶発振
 - リアクタンス管
 - 位相変調 五〇W
 - 十 空中線の型式及び構成 スリープ
 - 十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第五百二十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 承認の年月日及 昭和二十六年十二月十四日 第六二一〇号
 - 二 承認を受けた者 国家公安委員会
 - 三 無線局の種類 固定局
 - 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
 - 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各固定局
 - 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
 - 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 - 八 設置場所 島原市上野町一八五一番地 東経一二九度二分 北緯三二度四七分
 - 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 - しまばら F三 四三・五五Mc 水晶発振
 - リアクタンス管
 - 位相変調 五〇W
 - 十 空中線の型式及び構成 スリープ
 - 十一 運用許容時間 常時
- 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
- 昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅
- 一 承認の年月日及 昭和二十六年十二月十四日 第六二一一号
 - 二 承認を受けた者 国家公安委員会
 - 三 無線局の種類 固定局
 - 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
 - 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各固定局
 - 六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
 - 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 - 八 設置場所 長崎県西彼杵郡瀬戸町檜の浦 東経一二九度三九分 北緯三二度五五分
 - 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 - せと F三 四三・五五Mc 水晶発振
 - リアクタンス管
 - 位相変調 五〇W
 - 十 空中線の型式及び構成 スリープ
 - 十一 運用許容時間 常時

毎日文庫

237 昭和27年2月12日 火曜日

官 報

第7527号

昭和27年2月12日 火曜日

官 報

第7527号 236

十 空中線の型式及び構成 スリープ

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二二号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 長崎県下県郡厳原町天道茂五二番地 東経一三九度一八分 北緯三三度四二分

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 しもあがた F三 四三・五五Mc 水晶発振 位相変調 二五W

十 空中線の型式及び構成 スリープ

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二三号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 基地局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 長崎県南高来郡小浜町 東経一三〇度一七分 北緯三三度四四分

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 うんぜんだけ F三 四一・六九Mc 水晶発振 位相変調 五〇W

十 空中線の型式及び構成 スリープ

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二四号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各基地局並びに長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動範囲 長崎県内その周辺

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 ながさきいどう F三 四三・五五Mc 水晶発振 位相変調 二五W

十 空中線の型式及び構成 スリープ

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二五号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各基地局並びに長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動範囲 長崎県内その周辺

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 東経一三〇度三分 北緯三三度五二分

十 空中線の型式及び構成 スリープ

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百三十九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二六号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各基地局並びに長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動範囲 長崎県内その周辺

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 しもあがた F三 四三・五五Mc 水晶発振 位相変調 二五W

十 空中線の型式及び構成 スリープ

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百四十号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二七号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各基地局並びに長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動範囲 長崎県内その周辺

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 常置場所 長崎県北松浦郡江迎町 東経一三九度三九分 北緯三三度五六分

十 空中線の型式及び構成 スリープ

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百四十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二八号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各基地局並びに長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動範囲 長崎県内その周辺

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 常置場所 佐世保市下苗手免二三番地 東経一三九度四八分 北緯三三度〇八分

十 空中線の型式及び構成 スリープ

十一 運用許容時間 常時

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 はいきいどう F三 四一・六九Mc 水晶発振 位相変調 二五W

十 空中線の型式及び構成 スリープ

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百四十二号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二二九号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各基地局並びに長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動範囲 長崎県内その周辺

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 えむかえいどう F三 四一・六九Mc 水晶発振 位相変調 二五W

十 空中線の型式及び構成 スリープ

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第五百四十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十二日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十四日 第六二三〇号

二 承認を受けた者 国家公安委員会

三 無線局の種類 陸上移動局

四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県内の各基地局並びに長崎県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局

六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八 設置場所 移動範囲 長崎県内その周辺

九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 常置場所 長崎県下県郡厳原町 東経一三九度一八分 北緯三三度四二分

十 空中線の型式及び構成 スリープ

十一 運用許容時間 常時

第 7527 号

昭和 27 年 2 月 12 日 火曜日

官 報

第 7527 号 248

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日現在

第二十三期貸借対照表

昭和二十六年十月三十一日現在

現行預金	四六四三五四・一八
銀行定期預金	八三、八一七四二五・二五
郵便定期預金	一、六一八七・七
受取手形	三、一九五八七・〇〇
有価証券	一、四〇〇、〇〇〇・〇〇
商積品	一、一六三八・一六三・五四
貯蔵品	六八八、三三〇・〇〇
前掛金	一、八一七、三〇〇・〇〇
立売金	二九、九八七、二九三・〇五
貸付金	二五、九二一、三五一・六〇
未収金	一、〇六四、八三〇・一九
未償還金	三九一、七四〇・〇〇
保証金	二、六〇〇、〇〇〇・〇〇
未収金	一、二九〇、〇〇〇・〇〇

女神原紙

VENUS LION 騰写版 附属一切 高級事務用品

東京都台東区上野西黒門町11番地(都電黒門町下車) 電話 下谷(83) 2718・3840 番

女神インキ工業株式会社

支拂手形

未引掛	四一〇、〇〇〇・〇〇
手形裏書義務	一〇七、二〇八五・〇〇
当期利益	四七〇、九四〇・〇〇
合計	一、〇二九、一四二・四四

昭和二十七年一月
大阪府阿倍野区西田町十六番
早川電業株式会社

第六期決算公告

(昭和二十六年十一月三十日現在)

当期利益	一、〇七六、四九四・三八
前期末繰越利益	二七、〇四四・二二・〇四
合計	九、四三三、七〇〇・〇〇
前期末繰越利益	五七、三六四、三七四・二〇
当期利益	七、〇〇三、三四二・五四
合計	二、六九五、三五〇・〇〇
前期末繰越利益	四、八二八、四九八・八七
当期利益	一、八七四、九五九・六二
合計	一、四三三、五五三・八八
前期末繰越利益	一、一七三、三三三・〇〇
当期利益	七〇九、七一一・〇〇
合計	一、八八三、〇四四・〇〇
前期末繰越利益	一、六八三、五五九・〇〇
当期利益	一、九六六、〇五〇・〇〇
合計	三、六四九、六〇九・〇〇
前期末繰越利益	五、九六八、四六〇・〇〇
当期利益	三、五二四、五二七・〇〇
合計	一、四〇〇、〇〇〇・〇〇
前期末繰越利益	二、四二二、九八一・三五
当期利益	二、四二二、九八一・三五
合計	二、四二二、九八一・三五

第六期決算公告

(昭和二十六年十一月三十日現在)

当期利益	九、〇五七、二六〇・三三
前期末繰越利益	二、四二二、九八一・三五
合計	二、四二二、九八一・三五

昭和二十七年一月二十八日
東京都中央区横町二丁目一番地
不二興産株式会社

支拂手形

未引掛	六八、七三三、五五五・六二
手形裏書義務	三六、〇四九、一四二・七九
当期利益	五九、〇二四、八八七・七九
合計	一、七五八、四八三・七三
前期末繰越利益	一、五八四、〇七九・〇〇
当期利益	一、四九四、五八四・五〇
合計	一、六四九、〇六四・〇七
前期末繰越利益	一、〇二八、〇〇〇・〇〇
当期利益	七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
前期末繰越利益	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益	一、七六二、二七〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
前期末繰越利益	三、七四九、七六六・四一
当期利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	三、七四九、七六六・四一

第六十期決算公告

(昭和二十六年十月三十一日現在)

当期利益	四、六四九、五九七・七八
前期末繰越利益	八、〇〇〇・〇〇
合計	二、四〇九、五三三・六九
前期末繰越利益	二、七二六、二〇八・〇〇
当期利益	三、二二〇、〇〇〇・〇〇
合計	三、二二〇、〇〇〇・〇〇

償還公告

昭和二十七年三月(登録済)に昭和三十七年(昭和三十七年)から昭和三十七年(昭和三十七年)までを以て償還する

宮崎県知事 田中長茂

第一回宮崎県電気事業費公債

壹万円券	48
壹千円券	3
壹百円券	25
壹拾円券	45
壹円券	54

第二回宮崎県電気事業費公債

壹万円券	13
壹千円券	16
壹百円券	3
壹拾円券	40
壹円券	44
	77
	88

第三回宮崎県電気事業費公債

壹万円券	47
壹千円券	61
壹百円券	91
壹拾円券	132
壹円券	150

第四回宮崎県電気事業費公債

壹千円券	1
	23

第五回宮崎県電気事業費公債

壹万円券	100
	114

第六回宮崎県電気事業費公債

壹万円券	5
壹千円券	3
壹百円券	52
壹拾円券	96

支拂手形

未引掛	五〇、〇〇〇・〇〇
手形裏書義務	三、四四七、〇〇〇・〇〇
当期利益	三、七〇〇、二一五・九〇
合計	七、五〇〇、〇〇〇・〇〇
前期末繰越利益	七、五〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益	三、二二五、〇〇〇・〇〇
合計	一、五九三、三八一・〇〇
前期末繰越利益	四、八六八、〇三三・〇〇
当期利益	七、八七四・三三
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
前期末繰越利益	九、〇五七、二六〇・三三
当期利益	三、七〇〇、二一五・九〇
合計	三、七〇〇、二一五・九〇

昭和三十六年下半期(第二十八回)決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

当期利益	五、三三二、一九七・〇〇
前期末繰越利益	一、二〇七、三三三・五八
合計	九、五三九、五三〇・〇〇
前期末繰越利益	八、九二四、七四四・〇〇
当期利益	五、〇三三、五〇〇・〇〇
合計	一、二七六、四七六・七
前期末繰越利益	三、〇六五、九〇八・二
当期利益	三、〇六五、九〇八・二
合計	三、〇六五、九〇八・二

昭和三十六年度(第十三回)決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

当期利益	二〇七、四五〇・六九
前期末繰越利益	一、九六四、六八一・一三
合計	一、七〇四、三三二・九〇
前期末繰越利益	一、〇〇〇、九七八・八
当期利益	一、七二五、八六六・五〇
合計	二、〇〇九、八五二・四
前期末繰越利益	六、七九四、五五五・〇一
当期利益	三、一五〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、一〇〇、〇〇〇・〇〇
前期末繰越利益	一、八一八、〇四五・〇〇
当期利益	一、二五一、七九〇・〇〇
合計	三、五一八、六六四・〇〇
前期末繰越利益	六、四三〇、一七六・六
当期利益	一、四一八、二七六・五
合計	一、六〇二、四〇八・〇六
前期末繰越利益	二、〇一三、四七二・八二
当期利益	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	六、一五〇、〇〇〇・〇〇
前期末繰越利益	六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益	一、六五四、八〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
前期末繰越利益	四、六一八、二九九・九五
当期利益	九、八九〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、一八三、九九三・七二
前期末繰越利益	八、三六三、三〇〇・〇〇
当期利益	一、七〇二、四三九・一五
合計	二、〇一三、四七二・八二

支拂手形

未引掛	二〇〇、〇〇〇・〇〇
手形裏書義務	七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益	八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、九〇四、〇〇〇・〇〇
前期末繰越利益	一、九〇四、〇〇〇・〇〇
当期利益	二、五二二、〇二七・〇〇
合計	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇
前期末繰越利益	三、八八九、九七一・〇五
当期利益	九、一六〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇三三、五三三・五〇
前期末繰越利益	五、四七二、五三九・九〇
当期利益	三、〇六五、九〇八・二
合計	三、〇六五、九〇八・二

昭和三十七年一月

当期利益	二、〇一三、四七二・八二
前期末繰越利益	二、〇一三、四七二・八二
合計	二、〇一三、四七二・八二

支拂手形

未引掛	二〇〇、〇〇〇・〇〇
手形裏書義務	七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益	八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、九〇四、〇〇〇・〇〇
前期末繰越利益	一、九〇四、〇〇〇・〇〇
当期利益	二、五二二、〇二七・〇〇
合計	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇
前期末繰越利益	三、八八九、九七一・〇五
当期利益	九、一六〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇三三、五三三・五〇
前期末繰越利益	五、四七二、五三九・九〇
当期利益	三、〇六五、九〇八・二
合計	三、〇六五、九〇八・二

定価 一ヶ月 二百四十円 一部 九円 送料 実費
印刷所 東京都新宿区市谷本町一五
電話九段(33) 51-51 東京印刷
振替東京 一九〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇